全国健康保険協会の令和2年度業務実績に関する評価の基準(案) 新旧対照表

令和2年度評価(令和3年度実施)

健康保険法(大正11年法律第70号)第7条の30の規定により、 厚生労働大臣が全国健康保険協会(以下「協会」という。)の<u>令和2</u> 年度業務実績について評価を実施するに当たっては、本基準に基づ き行うものとする。

1. 評価の概要

厚生労働大臣は、協会の業務運営の改善に資するため、協会の<u>令和2年度</u>事業計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績について総合的な評価を行うものとする。

2. 令和2年度業務実績に関する評価

<u>令和2年度</u>事業計画に掲げた項目ごとに行う個別的な評価と業務実績全体の状況について行う総合的な評価の2つを併せて行う ものとする。

(1) 個別的な評価

- ① 個別的な評価は、<u>令和2年度</u>事業計画の項目ごとの実施状況 についての評価を行うものとする。
- ② 評価に当たっては、以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。
- ③ 使命、現状・直面する課題及び取り巻く環境の変化との関係 から、困難度が高いと合理的に判断できる場合においては、項 目ごとに困難度が高い旨及び当該目標において困難度が高い とした理由を付記するものとする。

(判定基準)

- 「S」: 令和2年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
- 「A」: 令和2年度計画を上回る成果が得られていると認め られる(対計画値120%以上、又は対計画値10 0%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされ ている場合)。
- 「B」: 令和2年度計画を達成していると認められる(対計 画値100%以上、又は対計画値80%以上10 0%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされ ている場合)。
- 「C」: 令和2年度計画を下回っており、改善を要する(対 計画値80%以上100%未満、又は対計画値8 0%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされ ている場合)。
- 「D」: 令和2年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。
- ④ 内部統制に関する評価等のように、定性的な指標を目標に

令和元年度評価(令和2年度実施)

健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第7条の30の規定により、厚生労働大臣が全国健康保険協会(以下「協会」という。)の<u>令和元年度</u>業務実績について評価を実施するに当たっては、本基準に基づき行うものとする。

1. 評価の概要

厚生労働大臣は、協会の業務運営の改善に資するため、協会の<u>令</u> <u>和元年度</u>事業計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績について 総合的な評価を行うものとする。

2. 令和元年度業務実績に関する評価

<u>令和元年度</u>事業計画に掲げた項目ごとに行う個別的な評価と業務実績全体の状況について行う総合的な評価の2つを併せて行うものとする。

(1) 個別的な評価

- ① 個別的な評価は、<u>令和元年度</u>事業計画の項目ごとの実施状況 についての評価を行うものとする。
- ② 評価に当たっては、以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。

(判定基準)

- 「S」: 令和元年度計画を大幅に上回る成果を得ている
- 「A」: 令和元年度計画を上回る成果を得ている
- 「B」: 令和元年度計画を概ね達成している
- 「C」: 令和元年度計画を達成できていない
- 「D」: 令和元年度計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

基づき評価をせざる得ない場合や、一定の条件を満たすことを 目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合 には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とす る。

- 「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を 大幅に上回っている。
- 「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を 満たしている。
- <u>「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を</u>除く)。
- 「C」: 目標の水準を満たしていない (「D」に該当する事項 を除く)。
- 「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営 の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要 があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが 必要。
- ⑤ 個別的な評価に当たっては、以下の点に留意する。
 - ・ <u>目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、</u> <u>評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握</u> <u>の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評定を一段</u> <u>階引き上げることについて考慮する。</u>

なお、令和2年度業務実績については、自己評価を含む評価の際に困難度を設定するものとする。

- ・ 定量的指標(KPI)が、上記2.(1)③の判定基準に 当てはめた場合に公平性を欠く又は不合理と考えられる数 値である項目については、経過的に上記2.(1)④の要領 で評価を行うものとする。
- ・ 業務実績に影響を及ぼした要因(予期せぬ事情の変化等) についても考慮するものとする。
- ・ 業務実績と<u>令和2年度</u>計画との間に乖離が生じた場合に は、その発生理由等を把握し、妥当性等について評価するも のとする。
- ・ 経年比較が可能な項目については、適宜その結果を参考に して評価するものとする。
- ・ 財務内容の評価に当たっては、協会の監事の監査報告書や 会計監査法人の監査報告書を参考にするとともに、必要に応 じて意見を聴くものとする。

(2) 総合的な評価

総合的な評価は、(1)の個別的な評価の結果を踏まえ、協会の<u>令和2年度</u>計画の達成状況について、まとめの評価を行うものである。

- ③ 個別的な評価に当たっては、以下の点に留意する。
 - ・ <u>業務実績のKPIが設定されている場合にはその達成度</u> 合、定性的な目標の場合には具体的な業務実績を把握して評価するものとする。
 - ・ <u>業務実績については、KPIの達成度合や数量だけで判断</u> するのではなく、その内容についても考慮するものとする。
 - ・ 業務実績に影響を及ぼした要因(予期せぬ事情の変化等) についても考慮するものとする。
 - ・ 業務実績と<u>令和元年度</u>計画との間に乖離が生じた場合に は、その発生理由等を把握し、妥当性等について評価するも のとする。
 - 経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価するものとする。
 - ・ 財務内容の評価に当たっては、協会の監事の監査報告書や 会計監査法人の監査報告書を参考にするとともに、必要に応 じて意見を聴くものとする。

(2) 総合的な評価

総合的な評価は、(1)の個別的な評価の結果を踏まえ、協会の<u>令和元年度</u>計画の達成状況について、まとめの評価を行うものである。